
I 5 2. 輸入貨物許可承認等実績データ

1. 業務概要

海上データのうち、通関業者が取り扱った前月分輸入貨物の以下の実績件数を税関官署別に提供する。

(1) 以下の手続き（以下、「輸入申告等」という。）の許可・承認実績件数。

- ①輸入申告（輸入許可前貨物引取（以下、「B P」という。）承認申請を含む。）
- ②輸入（引取）申告（特例委託及び蔵出輸入（引取）申告を含む。）
- ③蔵出輸入申告（B P承認申請を含む。）
- ④移出輸入申告（原料課税となる申告を含む。B P承認申請を含む。）
- ⑤総保出輸入申告（原料課税となる申告を含む。B P承認申請を含む。）
- ⑥蔵入承認申請
- ⑦移入承認申請
- ⑧総保入承認申請
- ⑨展示等申告
- ⑩海上簡易輸入申告

(2) コンテナ扱い、本船扱い及びふ中扱いとなった輸入申告等の実績件数

(3) 検査扱いとなった輸入申告等の検査種別単位の実績件数

(4) 特例申告の実績件数（特例委託を含む。）

(5) 特例申告期限内訂正の実績件数（特例委託を含む。）

(6) 修正申告（特例修正申告を含む。）の実績件数

(7) 関税等更正請求の更正実績件数

(8) 保税運送申告の承認実績件数

(9) 以下の貨物取扱等の取扱実績件数

- ①内容点検
- ②その他の手入れ
- ③改装
- ④仕分け
- ⑤仕合わせ
- ⑥見本の展示
- ⑦簡単な加工（例示あり）
- ⑧簡単な加工（例示なし）
- ⑨その他これらに類する行為
- ⑩見本持出

(10) 他所蔵置許可申請の許可実績件数

2. 提供概要

(1) 周期 : 月次（毎月1日）

(2) 出力先 : 通関業

(3) 出力単位 : 利用者単位

(4) 出力形態 : 配信

3. 作成処理

(1) 収集処理

輸入申告DB、移出輸入申告DB、輸入マニフェスト通関申告DB、修正申告DB、関税等更正請求DB、保税運送申告DB、貨物情報DB及び他所蔵置許可申請DBより以下のいずれかに合致するデータを収集する。

なお、海上データのみを収集する。

(A) 輸入申告等許可・承認データ

許可・承認年月日が前月のもの。

ただし、予備申告・申請のデータは許可・承認の時点で収集する。

なお、輸入（引取・特例）申告（特例委託及び蔵出輸入（引取・特例）申告を含む。）については、輸入（引取）許可に係るデータを収集する。^{*1}

（*1） 輸入（引取・特例）申告については、「（A）輸入申告等許可・承認データ」及び「（B）特例申告データ」両方の収集条件に合致した場合、それぞれのデータとして計2件収集される。

(B) 特例申告データ

特例申告年受理月日が前月のもの。

なお、輸入（引取・特例）申告（特例委託及び蔵出輸入（引取・特例）申告を含む。）については、特例申告に係るデータを収集する。^{*1}

(C) 特例申告期限内訂正データ

特例申告期限内訂正が前月のもの。

なお、特例申告期限内訂正を複数回実施した場合は、実施回数分収集する。

(D) 修正申告データ

修正申告年月日が前月のもの。

(E) 関税等更正請求データ

審査終了年月日が前月のもの。

(F) 保税運送承認データ

承認年月日が前月のもの。

(G) 貨物取扱等データ

①貨物取扱登録、貨物取扱許可または見本持出許可が前月に行われたもの。

ただし、貨物取扱許可申請に伴う貨物取扱登録を行った場合は、収集しない。

②貨物取扱登録、貨物取扱許可及び見本持出許可の取消しが前月に行われたもの。

(H) 他所蔵置許可申請データ

①他所蔵置許可年月日が前月のもの。

②他所蔵置取消年月日が前月のもの。

(2) 計上処理

(A) 輸入申告等許可・承認件数

輸入申告等許可・承認データについて、以下の通り計上する。

①申告等種別別、大額・少額別、申告納税・賦課課税別、関税の有税・免税・無税別及び通常申告・予備申告別に件数及びつづき枚数を計上する。

ただし、海上簡易輸入申告についてはつづき枚数を計上しない。

なお、原料課税となる申告については、製品の申告欄数より出力したつづき枚数を計上する。

②コンテナ扱い件数、本船扱い件数及びふ中扱い件数の件数を計上する。

③検査扱いとなった輸入申告等の検査区分別及び通常申告・予備申告別の件数を計上する。

④BP承認については、BP承認の件数及びつづき枚数にのみ計上する。

⑤MDA貨物については除く。

(B) 特例申告件数

特例申告データについて、関税の有税、免税、無税別に件数を計上する。

(C) 特例申告期限内訂正件数

特例申告期限内訂正データについて、関税の有税、免税、無税別に件数を計上する。

なお、特例申告期限内訂正を複数回実施した場合は、実施回数分計上する。

(D) 修正申告件数

修正申告データについて、件数及びつづき枚数を計上する。

(E) 関税等更正請求件数

関税等更正請求データについて、件数及びつづき枚数を計上する。

(F) 保稅運送申告承認件数

保稅運送申告承認データについて、件数を計上する。

ただし、包括保稅運送承認されたデータは計上されない。

(G) 貨物取扱等件数

貨物取扱等データについて、貨物取扱等種別別及び登録・取消別に件数を計上する。

(H) 他所蔵置許可申請件数

他所蔵置許可申請データについて、登録・取消別に件数を計上する。

(3) 編集処理

(A) システムに要出力として登録されている利用者の場合のみ出力する。

(B) ソート条件は以下の順とする。

あて先官署コード

(C) データが存在しない場合は、「データ有無識別」に「0」を設定し、その旨を送付する。

(D) 管理資料情報出カイメージは、「CSV電文フォーマット」を参照。

(E) 出力項目の詳細は、「出力項目表」を参照。

4. 特記事項

(1) 関税の有税、免税、無税への具体的計上方法を以下の表に示す。

○：該当計上区分

有税	特惠無税	免税	無税	計上区分
			○	無税
		○		免税
		○	○	
	○			有税
	○		○	
	○	○		
	○	○	○	
○				
○			○	
○		○		
○		○	○	
○	○			
○	○		○	
○	○	○		
○	○	○	○	

(2) 「つづき枚数」については、以下の通り算出して出力する。

①輸入申告等、修正申告及び関税等更正請求については、申告等欄数により、以下の通り算出する。

輸入申告等 申告欄数	修正申告 申告欄数	関税等更正請求 請求欄数	つづき枚数
1～2	1～2	1～2	0
3～6	3～5	3～5	1
7～10	6～8	6～8	2
11～14	9～11	9～11	3
15～18	12～14	12～14	4
19～22	15～17	15～17	5
23～26	18～20	18～20	6
27～30	21～23	21～23	7
31～34	24～26	24～26	8
35～38	27～29	27～29	9
39～42	30～32	30～32	10
43～46	33～35	33～35	11
47～50	36～38	36～38	12
51～54	39～41	39～41	13
55～58	42～44	42～44	14
59～62	45～47	45～47	15
63～66	48～50	48～50	16
67～70	51～53	51～53	17
71～74	54～56	54～56	18
75～78	57～59	57～59	19
79～82	60～62	60～62	20
83～86	63～65	63～65	21
87～90	66～68	66～68	22
91～94	69～71	69～71	23
95～98	72～74	72～74	24
99	75～77	75～77	25
	78～80	78～80	26
	81～83	81～83	27
	84～86	84～86	28
	87～89	87～89	29
	90～92	90～92	30
	93～95	93～95	31
	96～98	96～98	32
	99	99	33

②特例申告、特例申告期限内訂正及び海上簡易輸入申告については、算出しない。